

# 妊産婦健診等に係る交通費・宿泊費の助成について



由布市ではR 6年4月1日以降に妊娠届出を出された方を対象に、妊娠中～出産後を安心・安全に過ごすための支援として、近隣に産科医療機関のない妊産婦の妊産婦健診や出産に係る交通費・宿泊費を助成します。助成内容は下記のとおりです。

ご不明な点がございましたら下記、問合せ窓口までご連絡ください。

## <対象者>

妊産婦健診等の受診時及び申請時に由布市に住民票がある方

## <申請方法>

対象の方には妊娠7～8か月頃に妊娠後期アンケートの案内を送付します。

アンケートをWEBにて回答後、本助成金「交通費」について出産までに電子申請を行ってください。その後、指定された口座に助成金を振り込みます。

## <助成金額>

交通費	8,500円	タクシー以外の交通手段を利用し、住所地から最寄りの産科医療機関までの距離が20キロ未満の場合 *国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用
	17,000円	タクシー以外の交通手段を利用し、住所地から最寄りの産科医療機関までの距離が20キロ以上の場合
★タクシー利用	助成対象者が実際に支払ったタクシー代と、1回(1往復)当たり12,000円とを比較していずれか低い方の額。 ※2回を限度とする。	
★宿泊	助成対象者が実際に支払った宿泊代と、1泊当たり5,000円を比較していずれか低い方の額。 ※5日分を上限とする。	

※交通費は妊婦お一人あたり1回の助成となります。

※距離の判定は最短距離とし、市の基準で判定します。

**★タクシー利用・宿泊費は県の制度に基づき助成を行います。**

**★の対象は、住所地から最寄りの産科医療機関までの距離が20キロ以上の場合のみです。また、医師の指示などにより、最寄りではなく指定された医療機関に通院する場合も対象に含まれます(※)。該当の有無については下記までお問合せください。**

(タクシー利用・宿泊費の申請時に必要な書類)

- ・タクシー利用時の領収書
- ・宿泊費にかかる領収書(宿泊場所、宿泊日、1泊料金の明細がわかるもの)
- ・医師の指示が確認できる書類(診断書等) (※)

★の申請は出産後1年以内に行ってください。(電子ではなく窓口申請です)